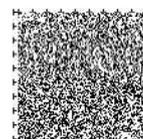


生きものつながる世田谷プラン行動計画

(令和4年度～令和5年度)

素案



目次

1 . 生きものつながる世田谷プラン行動計画の役割.....	1
(1) 行動計画の役割.....	1
(2) 取り組みの評価.....	2
(3) 進行管理.....	3
2 . 個別の取り組み.....	4
(1) 取り組みの体系.....	4
(2) リーディングプロジェクト.....	7
(3) 取り組み.....	16

1. 生きものつながる世田谷プラン行動計画の役割

(1) 行動計画の役割

生きものつながる世田谷プランは、「生物多様性基本法」の第3条¹で示される基本原則に従い、同法第13条²の「市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)」として策定したものです。生物多様性国家戦略や東京都の「緑施策の新展開」、世田谷区基本構想・基本計画を上位計画とし、都市整備方針や環境基本計画などの関連計画と連携を図るとともに、これらの計画では言及されていなかった生物多様性の視点を持って、より良い街づくりを戦略的に進めていくための計画が、このプランです(図1)。

生きものつながる世田谷プラン行動計画は、生きものつながる世田谷プランの目標を達成するための取り組み内容について、環境審議会の意見を踏まえて区が策定し、区が主体となって取り組みを推進していくものです。

今回の行動計画は、世田谷区基本計画との整合を図るため、令和4年度から令和5年度の2か年の計画として策定しました。

また、取り組みの進行にあたっては、みどりの基本計画と整合を図りながら進めていきます。

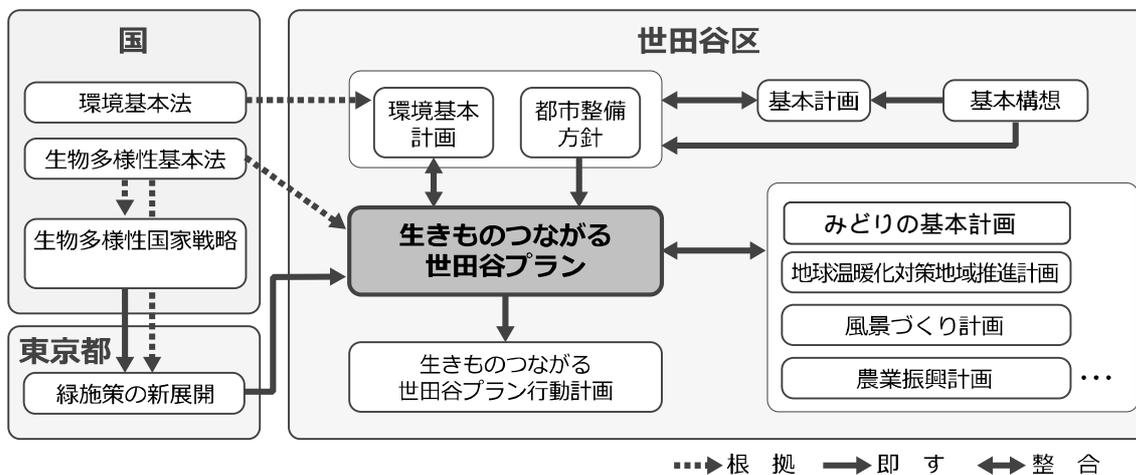


図1 生物多様性地域戦略と国・都の法律や計画との関係図

¹ 生物多様性基本法 第3条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることに鑑み、野生生物の種の保存などが図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

² 生物多様性基本法 第13条 都道府県および市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独または共同して、当該都道府県または市町村の区域内における生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

(2) 取り組みの評価

生きものつながる世田谷プラン行動計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の取り組みについて、次のとおり評価を行いました。

3つの柱	9つの目標	令和3年度末までの評価（見込み）
生物多様性を「守り、育てる」	目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する	国分寺崖線や水辺の保全、生物多様性に配慮した場づくり、外来種や野生生物に対しての適切な対応により、生物多様性を「守り、育てる」事業は順調に推進している。
	目標2 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する	
	目標3 外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める	
生物多様性のために「協働する」	目標4 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する	新型コロナウイルス感染拡大によりイベントや区民による生物調査は一部中止となったが代替事業を行い生物多様性のために「協働する」事業は概ね順調に推進している。
	目標5 生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす	
	目標6 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える	
生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」	目標7 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する	新型コロナウイルス感染拡大によりイベント等が一部開催できなかったものの、「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」の作成・配布等、生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」事業はおおむね順調に推進している。
	目標8 将来にわたって恵みを享受し続けるための人材育成・教育の仕組みを整える	
	目標9 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する	

(3) 進行管理

生きものつながる世田谷プラン行動計画は、区が年度ごとに進捗状況を把握し、環境審議会に報告しつつ、庁内で評価・検証して、個別取り組みのその後の進行に活かすことにより、計画を確実に進めます(図2)。また、個別取り組みは、機会を捉えて関係する区民の意見を聞きながら進めていきます。

さらに5年を基本として、区の実施計画の見直しや社会情勢の変化などに応じて、個別取り組みを評価・検証して、次期行動計画を策定します。

(4) 次期行動計画の策定に向けて

令和6年度からの次期行動計画の策定に向けて、令和3年度に実施する「みどりの資源調査」を詳細に分析し、課題や個別事業の効果等を検証したうえで、生物多様性の保全のさらなる事業推進を図るため、わかりやすく効果的な計画体系や取り組み内容の整理、目標設定などの見直しを検討していきます。また、進捗管理についても、事業効果をより高めていくための手法を検討していきます。

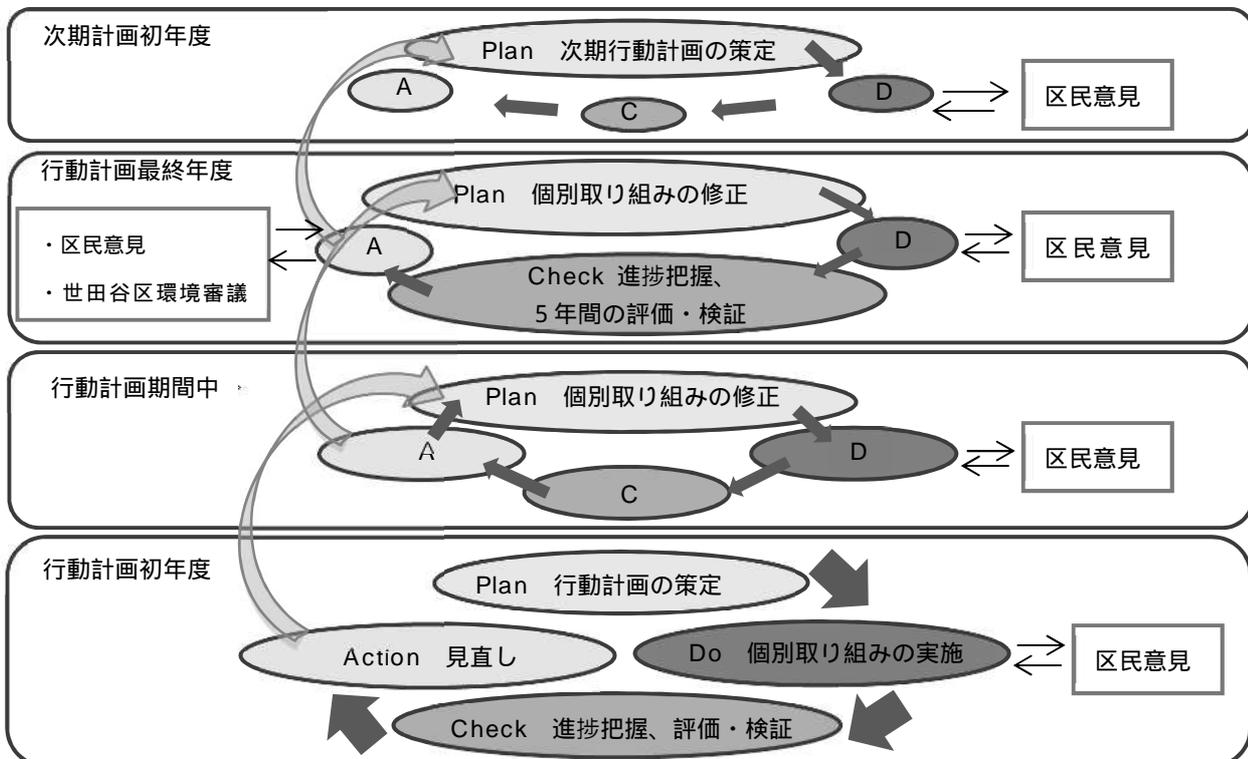


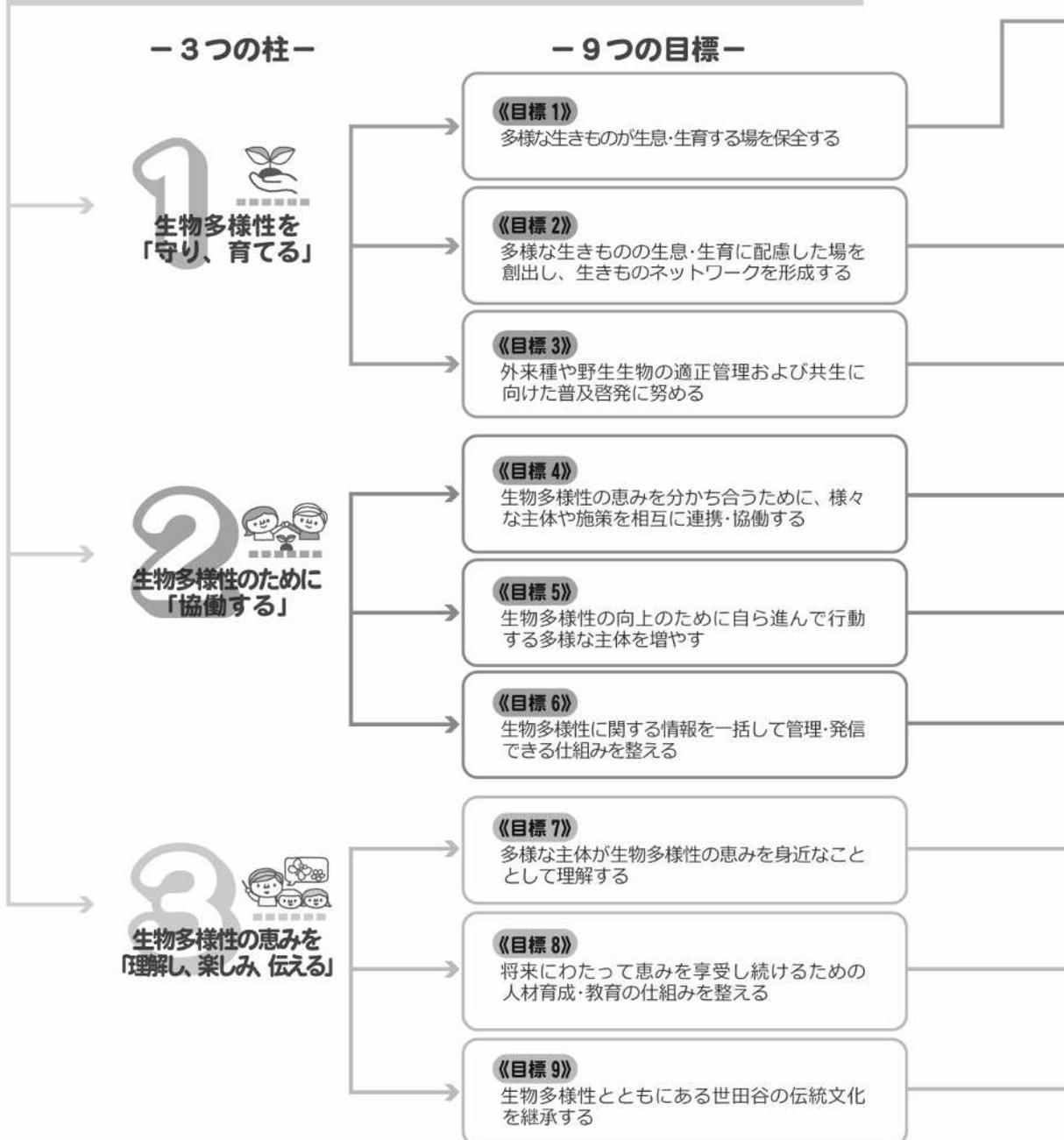
図2 進行管理のイメージ図

2. 個別の取り組み

(1) 取り組みの体系

将来像の実現に向かって、3つの柱ごとの9つの目標を達成するため、様々な施策を再構築し、取り組みを体系づけます。

理念：環境共生をリードする住宅都市として、区民との協働によって生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、豊かな地球環境の一部となる世田谷の地域環境を次代に伝えていきます。



－取り組み方針－

－取り組み内容－

方針 1-1. 国分寺崖線の保全	1-1-1. 国分寺崖線を守り育てる活動の推進 1-1-2. 国分寺崖線保全のための生物多様性に配慮した緑化
方針 1-2. 景観の保全	1-2-1. 風景づくり活動の推進による生物多様性への配慮
方針 1-3. 河川・水辺の保全	1-3-1. 生物多様性に配慮した河川の管理 1-3-2. 建設時の地下水・湧水の保全指導
方針 1-4. 農地の保全	1-4-1. 農地保全の取り組みの推進
方針 1-5. 民有地・公共用地のみどりの保全	1-5-1. 諸制度を活用したみどりの保全 1-5-2. 生きものを守り増やすための基金などによる緑地の確保
方針 2-1. 河川・水辺のネットワークづくり	2-1-1. 河川、湧水などの水辺と周辺のみどりを活かしたビオトープづくり 2-1-2. 多自然川づくりや水生生物の移動に配慮した河川整備
方針 2-2. 公園緑地のネットワークづくり	2-2-1. 生物多様性に配慮した公園緑地の整備 2-2-2. 生物多様性に配慮した公園緑地の管理
方針 2-3. 民有地・公共用地の生物生息空間づくり	2-3-1. 生物多様性に配慮した民有地の緑化推進 2-3-2. 生物多様性に配慮した建築計画などともなう緑化の推進 2-3-3. 生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進
方針 3-1. 外来種や野生生物への対応	3-1-1. 世田谷の生態系に影響を及ぼす外来種対策の実施 3-1-2. 野生生物の適正管理、普及啓発の推進
方針 4-1. 国や関係自治体との連携	4-1-1. 国・東京都・関係自治体との連携
方針 4-2. 区民の活動を活性化する仕組みづくり	4-2-1. 区民や団体との連携 4-2-2. 生物多様性に関わる活動の顕彰制度の設立
方針 5-1. 生物多様性に関わる活動の活性化	5-1-1. トラスト運動への参加の拡大
方針 6-1. 生物多様性に関わる情報整理、発信の仕組みづくり	6-1-1. 生物多様性に関する情報の集約・管理と活用
方針 7-1. 生物多様性の普及啓発	7-1-1. 生物多様性を伝える場づくり 7-1-2. 生物多様性の理解を促すための普及啓発
方針 8-1. 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり	8-1-1. 学校や地域と連携した生物多様性に関する体験・学習機会の拡充
方針 8-2. 生物多様性保全の人材育成	8-2-1. 生物多様性保全に関わる人材の育成
方針 9-1. 世田谷らしい農の継承	9-1-1. 地産地消の促進と伝統野菜の継承
方針 9-2. 歴史・伝統文化の継承と活用	9-2-1. 伝統的な自然との関わり方の継承

(2) リーディングプロジェクト

将来像を実現するために、取り組み体系で示した個々の取り組みを進めます。その上で、9つの目標を総合的かつ効果的に達成するために、「守り、育てる」「協働する」「理解し、楽しみ、伝える」の3つの柱ごとの取り組み方針を複数関連付け、先導的に進めていくプロジェクト事業を、リーディングプロジェクトとして引き続き、実施していきます(図3)。

リーディングプロジェクト

3つの柱		生きもの 拠点づくり	ちょこっと 空間づくり	せたがやカレー	世田谷 生きもの会議
1. 「守り、育てる」 生物多様性を	目標1～3	【取り組み方針 2-1】 河川・水辺のネットワークづくり	【取り組み方針 2-3】 民有地・公共用地の 生物生息空間づくり	【取り組み方針 1-4】 農地の保全	【取り組み方針 2-1】 河川・水辺のネットワ ークづくり
		【取り組み方針 2-2】 公園緑地のネットワー クづくり			【取り組み方針 2-2】 公園緑地のネットワ ークづくり
2. 「協働する」 生物多様性のために	目標4～6	【取り組み方針 4-1】 国や関係自治体との 連携	【取り組み方針 6-1】 生物多様性に関わる 情報整理、発信の仕組 みづくり	【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり	【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり
		【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり			【取り組み方針 6-1】 生物多様性に関わる 情報整理、発信の仕組 みづくり
3. 「理解し、楽しみ、伝える」 生物多様性の恵みを	目標7～9	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓 発	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓 発	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓 発	【取り組み方針 8-2】 生物多様性保全の人 材育成
		【取り組み方針 8-1】 生物多様性に関わる 体験・学習の場づくり	【取り組み方針 8-2】 生物多様性保全の人 材育成	【取り組み方針 9-1】 世田谷らしい農の継 承	

図3 リーディングプロジェクトの考え方

次のページから、各リーディングプロジェクトの、目的 概要 関連する
取り組み方針 関係所管・プロジェクトスケジュール 各プロジェクトのイメ
ージ を紹介します。

リーディングプロジェクト No.1 生きもの拠点づくりプロジェクト

リーディングプロジェクト No.2 ちょこっと空間づくりプロジェクト

リーディングプロジェクト No.3 せたがやカレープロジェクト

リーディングプロジェクト No.4 世田谷生きもの会議プロジェクト

リーディングプロジェクト No. 1 生きもの拠点づくりプロジェクト

《目的》

生きものの生息環境の核となる大小様々なスケールの場所を生きもの拠点として考え、まずは玉川野毛町公園の拡張部分やその他の公園緑地において生物多様性に配慮した環境づくりを進め、区内の生きものネットワークおよび広域的な生きものネットワークを形成していきます。

《概要》

区内で実践されている先進的な取り組みを参考にしながら、公園緑地の整備および管理において、生物多様性に配慮した手法を取り入れ、区民と連携して生きものにとって心地よい環境をつくっていきます。さらに、それらの場所を、体験し学ぶ場として活用していきます。

《関連する取り組み方針》

守り・育てる

- 2-1 河川・水辺のネットワークづくり
- 2-2 公園緑地のネットワークづくり

協働する

- 4-1 国や関係自治体との連携
- 4-2 区民の活動を活性化する仕組みづくり

理解し、楽しみ、伝える

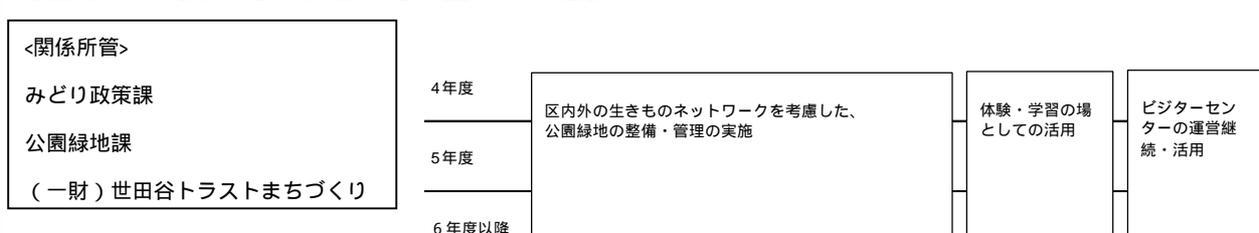
- 7-1 生物多様性の普及啓発
- 8-1 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり

《関係所管・プロジェクトスケジュール》

【大規模な生きもの拠点となる玉川野毛町公園の拡張】



【生きもの拠点となる公園緑地の整備・管理】



《生きもの拠点づくりイメージ》

玉川野毛町公園をはじめとした公園緑地において、各々の公園緑地の種類や特性に応じて、在来種を用いた植栽、剪定方法の工夫、草地の維持や創出などの仕掛けを可能な限り取り入れて、生きもの拠点づくりを進めます。

図：「世田谷区みどりの基本計画 2018年度～2027年度」より引用

井の頭公園一帯



桜丘すみれば自然庭園



北沢川緑道

多摩川
上流

生田緑地一帯



世田谷トラスト
まちづくり
ビジターセンター
(生きもの情報の拠点)



区民参加のWS



次大夫堀公園

生きもの拠点となる
玉川野毛町公園
(拡張)

多摩川下流

- ←→ 骨格のみどりの軸
- みどりの軸 (緑道等)
- みどりの軸 (河川・開渠)
- ⇄ みどりの幹線 (幹線道路の街路樹)
- みどりの拠点 (大規模公園やまとまりのあるみどり等)
- 街なかのみどり (宅地のみどりや小規模の公園)
- 農地保全重点地区

リーディングプロジェクト No.2 ちょこっと空間づくりプロジェクト

《目的》

公園緑地などの拠点と拠点をつなぐためには、世田谷のみどりの6割を占める民有地のみどりのあり方が重要です。自宅の庭やベランダで、野鳥、チョウ、トンボなどを観察することで、日々の楽しみや喜びにもつながります。

《概要》

区民参加により、個人宅の庭やベランダ、商店街などで生きものが立ち寄り場をつくる工夫を進めることで、ちょこっとした生物生息空間を広げていきます。その際は、一般の居住環境の維持に関する様々な配慮事項についても併せて普及していきます。

《関連する取り組み方針》

守り・育てる

2-3 民有地・公共用地の生物生息空間づくり

協働する

6-1 生物多様性に関わる情報整理、発信の仕組みづくり

理解し、楽しみ、伝える

7-1 生物多様性の普及啓発

8-2 生物多様性保全の人材育成

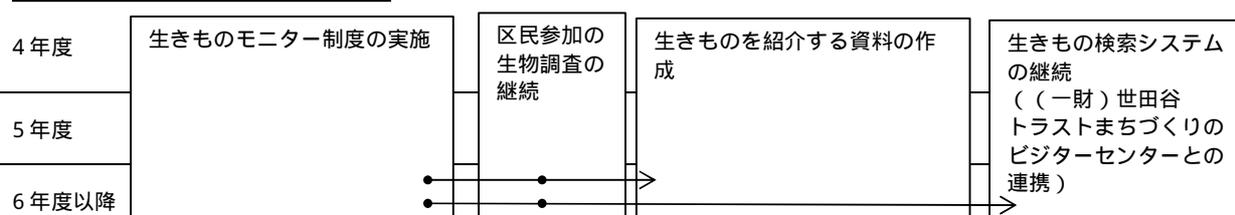
《関係所管・プロジェクトスケジュール》

【生きものモニター制度】

<関係所管>

みどり政策課

(一財)世田谷トラストまちづくり



【ちょこっと空間づくり】

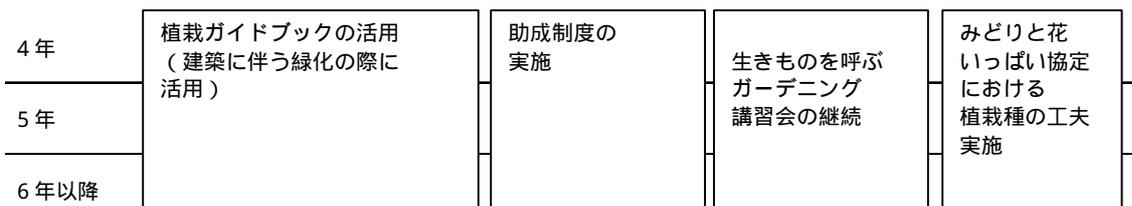
<関係所管>

みどり政策課

(一財)世田谷トラストまちづくり

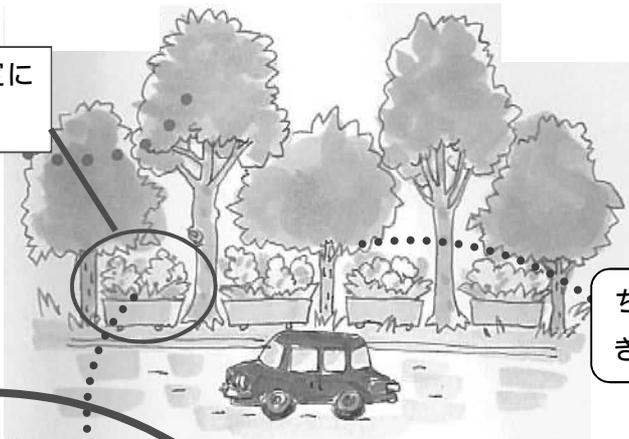
公園緑地課

街づくり課



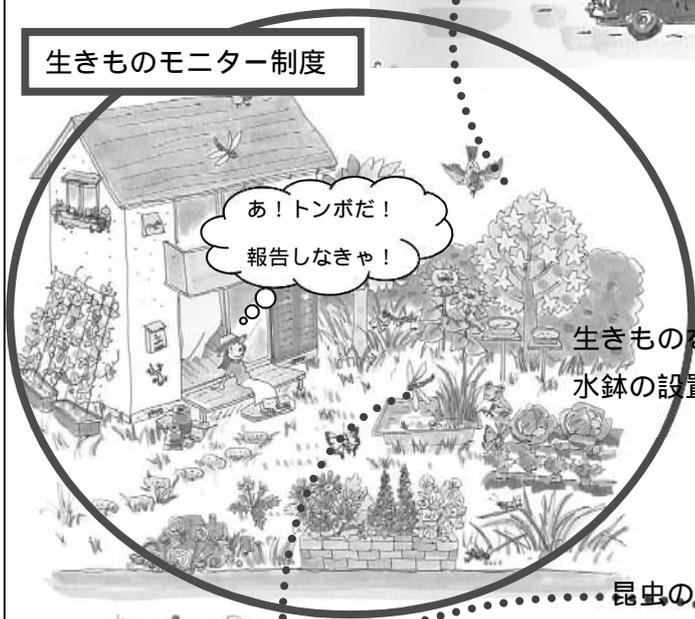
《ちょこっと空間づくりイメージ》

みどりと花いっぱい協定における植栽種の工夫



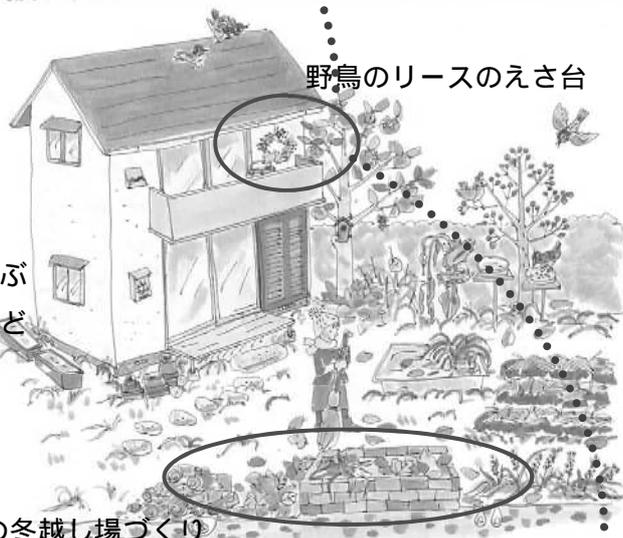
ちょこっと空間を利用して、生きものは移動します。

生きものモニター制度



生きものを呼ぶ
水鉢の設置など

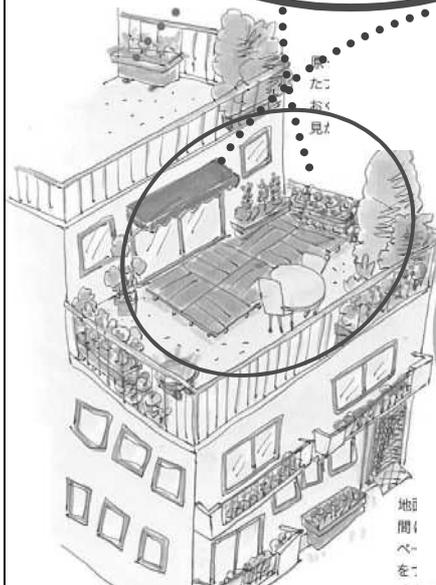
昆虫の卵の冬越し場づくり



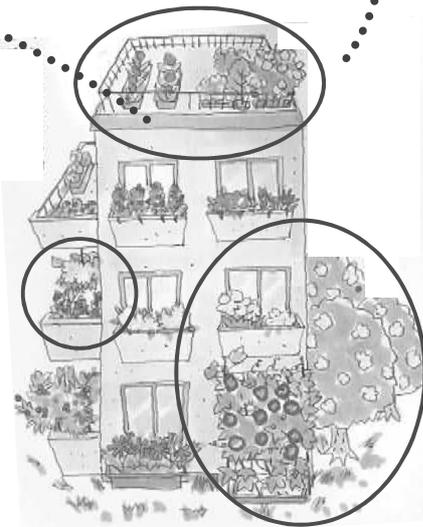
野鳥のリースのえさ台

植栽ガイドブックを活用した
建物緑化

シンボルツリー・生垣、花壇造成、
屋上緑化、壁面緑化の助成制度の
推進



マンションやビルの外構、屋上、ベランダ、または商店街において、植栽ガイドブックを活用した生きものが好む植栽や在来種を使った植栽を行う。



絵：「生きものを楽しむガーデニング」より引用
(発行 (一財)世田谷トラストまちづくり)

リーディングプロジェクト No.3 せたがやカレープロジェクト

《目的》

都市で暮らす私たちが普段食する農産物は生物多様性の恵みによるもので、その多くを国外または地方に依存しています。せたがやそだちなどの区内農産物の活用を通じて、生物多様性への関心の向上につなげ、住宅都市の農業、農地の大切さの理解を進めます。

《概要》

区は、活動団体、農業関連団体、学校などの様々な主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを実施します。区民は、イベントに参加し、区内農産物を暮らしに取り入れることで、生物多様性や都市農地の多面的な機能の理解を進めます。

《関連する取り組み方針》

守り・育てる

1-4 農地の保全

協働する

4-2 区民の活動を活性化する仕組みづくり

理解し、楽しみ、伝える

7-1 生物多様性の普及啓発

9-1 世田谷らしい農の継承

《関係所管・プロジェクトスケジュール》

【せたがやカレープロジェクト】

<関係所管>

みどり政策課

公園緑地課

4年

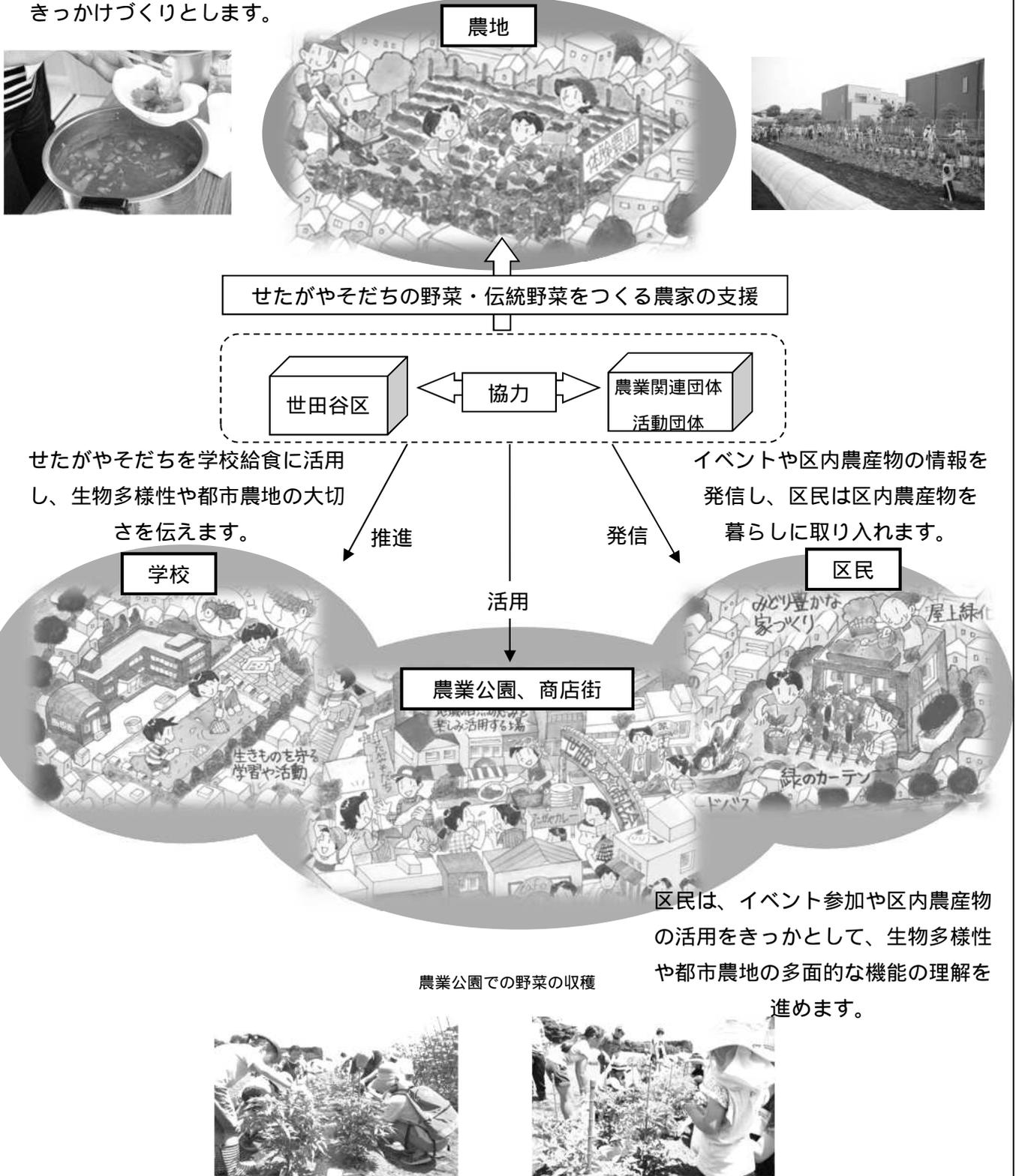
せたがやカレープロジェクトの継続

5年

6年以降

《せたがやカレーのプロジェクトイメージ》

住宅都市にある農地は、農産物を作り出すだけでなく、まちの環境を整え、人々が食育体験や地産地消を学べる場にもなっています。そこで、様々な主体と連携して、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを実施することで、生物多様性への関心の向上につなげ、農地が持つ多面的機能の理解を進めるきっかけづくりとします。



リーディングプロジェクト No.4 世田谷生きものの会議プロジェクト

《目的》

区内には既に生物多様性に配慮した場やボランティア活動の先進事例があり、それらは世田谷の財産であり、世田谷らしさと言えます。しかし、個々の活動やノウハウがそれぞれに独立していることもあり、主体同士の連携が十分であるとは言えません。生きものをつなぐを増やすためにも、区は、様々な主体が連携して情報を共有する場を設け、知恵や経験を学ぶ機会を増やします。

《概要》

活動団体同士が意見を交換できる場を設け、また各団体がより活動しやすくなるよう、専門家派遣制度を実施したり、活動する場をつなぐために、各活動場所において生物調査を実施します。

《関連する取り組み方針》

協働する

守り・育てる

4 - 2 区民の活動を活性化する仕組みづくり

2 - 1 河川・水辺のネットワークづくり

6 - 1 生物多様性に関わる情報管理、発信の仕組みづくり

2 - 2 公園緑地のネットワークづくり

理解し、楽しみ、伝える

8 - 2 生物多様性保全の人材育成

《関係所管・プロジェクトスケジュール》

【世田谷生きものの会議】

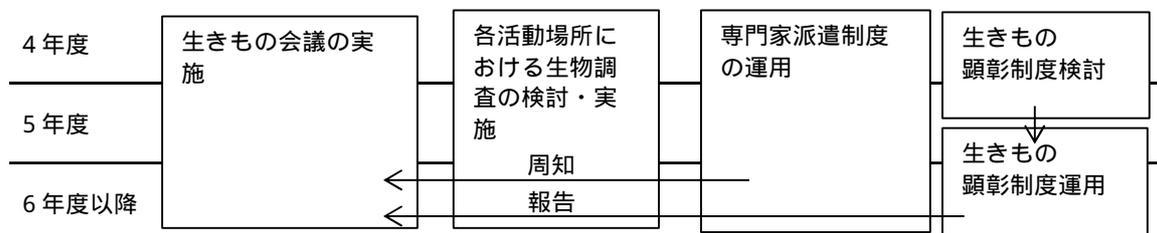
<関係所管>

みどり政策課

土木計画調整課

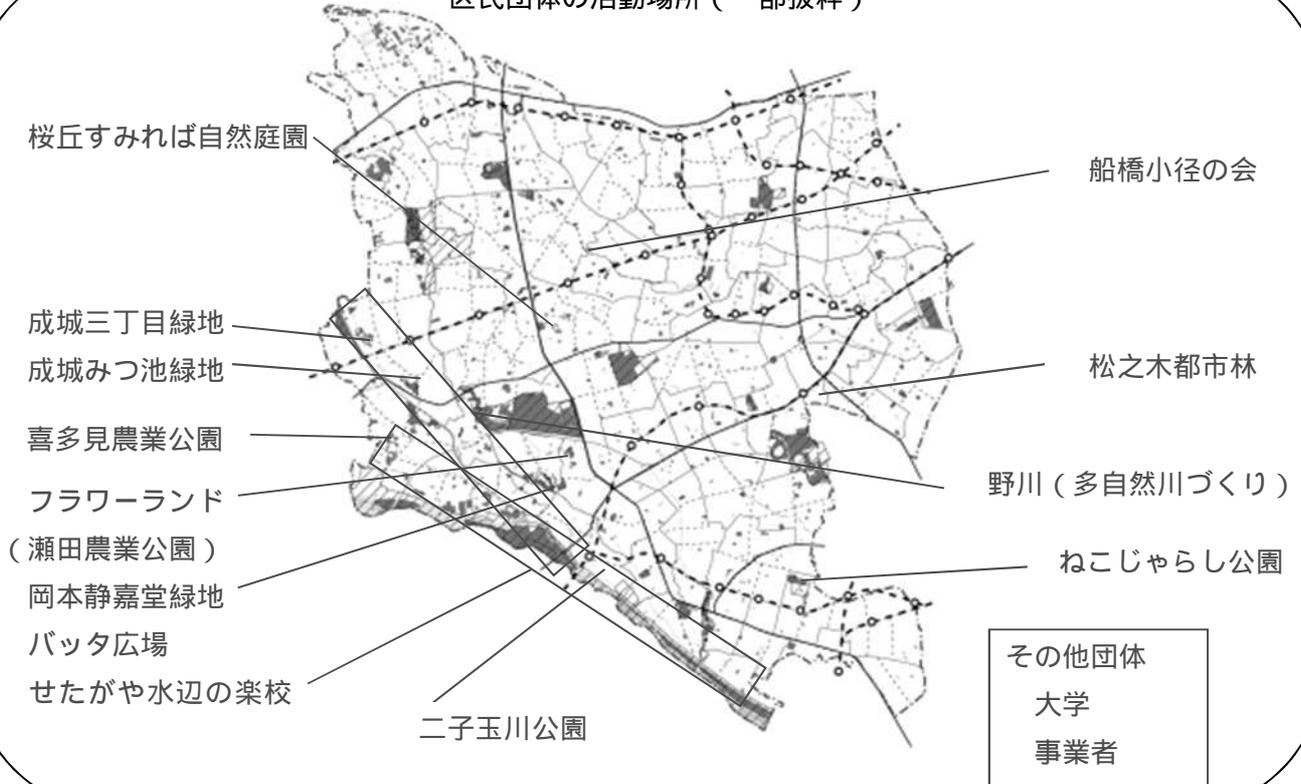
公園緑地課

(一財)世田谷トラストまちづくり



世田谷区と(一財)世田谷トラストまちづくりが協力して、公園・緑地・都市林・民有地などで活動を行っている区民団体の活動をつなぎ、個々の活動のノウハウを広げます。

区民団体の活動場所(一部抜粋)



意見・情報交換の場 = 世田谷生きもの会議

【世田谷生きもの会議の主な内容】

- ・活動団体同士の意見交換
- ・連携した生物調査の実施
- ・活動情報の発信、共有による参加の拡大

↑
関連
↓

- ・専門家の派遣による、より活動しやすい環境へのサポートを実施
- ・生きもの顕彰制度の運用

